

S a k u r a 2 合同会社「(仮称) H O K A 7 太陽光発電事業
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和 6 年 2 月 1 6 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 3 条の 6 の規定に基づき、S a k u r a 2 合同会社「(仮称) H O K A 7 太陽光発電事業 計画段階環境配慮書」について、同社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道釧路市音別町
原動力の種類：太陽電池
出 力：最大 49,900kW程度（交流）
65,000kW程度（直流）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 5 年 1 1 月 2 4 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 6 年 2 月 9 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 6 年 2 月 1 6 日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、福井、福田
電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、太陽電池発電設備及び附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、太陽電池発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び太陽光パネルの削減を含む事業計画の見直しを行うこと。特に「2. 各論(1)動植物及び生態系に対する影響」については、重大な影響を与える可能性があることを認識した上で慎重に調査、予測及び評価を実施し、その結果に応じて適切に事業計画を見直すこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

関係機関等と調整が不十分であり、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）内で本事業者による森林法（昭和26年法律第249号。以下「森林法」という。）違反行為が確認されたことから、法令遵守を徹底するとともに、本事業計画の今後の検討に当たっては、北海道及び釧路市をはじめとした関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 動植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定された「馬主来沼」が存在している。馬主来沼は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているタンチョウの繁殖地となっており、また、想定区域及びその周辺に

は、タンチョウのほか、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているオオワシ、オジロワシ等の重要な鳥類の生息が確認されている。加えて、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回及び第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたヨシクラス、トドマツミズナラ群落、エゾイタヤミズナラ群落、ハルニレ群落、ハンノキヤチダモ群落、ハンノキ群落（Ⅳ）等の植生及び森林法に基づき指定された保安林が存在していることから、本事業の実施による動植物及び生態系への重大な影響が懸念される。

このため、太陽電池発電設備等の配置の検討に当たっては、自然度の高い植生や「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」等の改変を回避すること。また、専門家等からの意見を踏まえ、想定区域及びその周辺の動植物の生息又は生育状況を調査し、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、本事業の実施に伴う想定区域及びその周辺の動植物及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

（２）廃棄物等について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成 30 年 12 月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。また、やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。